

## 移民と移民政策

吉 田 千 里

### 1. 移民：概説

国と国との間を労働者が移動することを、「国際労働移動」と呼んでいる。例えば、賃金や雇用機会の格差が原因となって、途上国から先進国へ労働者が移動することは、しばしば見聞きすることである。しかし、近年は、欧米の先進諸国を中心に、彼ら（移民労働者、あるいは、移民）を排斥する運動が数多く繰り広げられている。

一般的に移民労働者の多くは未熟練労働者であるが、先進国は基本的にはこれらの移民を受け入れることを禁止している。これは、先進国の未熟練労働者が移民の流入に反対していることが主たる原因である。なぜならば、移民が大量に入国すると、先進国の未熟練労働者の雇用機会が失われるだけでなく彼らの賃金も下落するからである。したがって、未熟練労働者としての移民労働者の多くは、合法的な労働者ではないことになり、「不法就労者」あるいは「不法移民」と呼ばれている。

また、近年、東欧諸国や中近東諸国で起こった、戦争、内乱、テロリズム（テロ）によっても、移民は発生する。これらの地域に住んでいた人々は、より安全な地域（西欧諸国）に身をおこうとするからである。2004年8月24日にモスクワ発の旅客機2機が相次いで墜落する事故があった。これは、一部報道によると、チェチェン・テロリストによる犯行であるとの憶測が広がっている。

今後、この事故がロシア人の移民のインセンティブを高める要因となりえるのは否定できないだろう。先進諸国は、一般的に紛争地域から入国した移民を「難民」として認定し、自国内に合法的に居住させる用意を持ち合わせている。そのため、西欧諸国では難民としての移民をも多く抱えている。

ヨーロッパ諸国では、政権が交代する度に極右政党によるこうした移民の排斥運動が起こるのが常である。また、一般的に不法移民並びに難民は、税金を支払わずにあるいは税金の支払いを免除されて各種の公共サービスを楽しむことから、税金を正しく納めている自国労働者は、常々不満を持っている。さらに、ヨーロッパ諸国に内在する移民排斥ムードは、最近になって多発するテロによってもいっそう強められている。以下に、「日本経済新聞」（2002年9月15日）に掲載された記事を一部抜粋して紹介する。

ジダン選手が育った南仏マルセイユ市のカステラーヌ地区。六千六百人の住民の九割を移民が占め、大半がアルジェリア系だ。五月の仏大統領選に極右のルペン候補が躍進した時、地域住民は「人権尊重」を訴える集まりを開き、同候補の敗退に胸をなで下ろした。

その反極右の連帯は一時的なものだったとコミュニティ・センターで働くアルジェリア系移民のラシッドさん（35）は感じる。「私も友人もテロリストじゃない。でも一度アルジェリアに帰ったらもう仏には戻れないのではないかと思う」。警察当局による路上での尋問にも神経をとがらせるようになった。

トルコ系移民が二百万人住むドイツ。ベルリンにはトルコ国籍の人だけで十三万人おり、クロイツベルク地区などに集中して居住する。大学に通うトルコ人女性のシェイランさん（33）は「ヘジャブ（スカーフ）をまとっていた友人が嫌な言葉を浴びせられた。中身については言いたくない」と言葉を濁す。

ベルリンのイスラム連盟、ケシジ管理部長によると「イスラムの組織は公安当局に監視されるようになった」。何か言えば誤解されると、広報をしなくなったイスラム教組織はドイツで多い。

イスラム連盟は二十六のイスラム教関係の団体の上部組織として一九八〇年に発足。念願かなってイスラム教学校を開いたのが昨年の九月十日だった。その翌日からは同時テロでマスメディア対応で忙殺される日々が続いた。長年築いてきた非イスラム組織との交流は途絶えがちになった。

移民が一千万人以上住み、外国人を受け入れてきた欧州も、実はイスラム社会と西欧社会との交流は小さい。移民社会の米国と異なり、西欧文化に同化・融合することを求められるにもかかわらず、移民は都市郊外に自分たちの街をつくり、「同じ学校に通い、同じ仲間と付き合い、結婚していく人が大半」とパリ北部に住むアルジェリア人女性は語る。

今月五日、独ハイデルベルク近郊でドイツ生まれのトルコ人が爆弾テロの準備をしていたとして逮捕された。政府の疑心暗鬼は再び強まり、イスラム社会は内にこもる。両者の溝がさらに広がる懸念がある。

長年「白豪主義」的な移民政策を採ってきたオーストラリアは、1975年に正式に非白人を差別する政策を廃止した。その後、「多文化主義」へと方針を変更し、特にアジア諸国からのヒト、モノ、カネ、文化が多く流入することとなった。約2000万人の人口のうち、移民の数は約30%とも言われている。西欧諸国のような移民排斥運動は見受けられないが、労働者を雇う際に非白人が差別を受けることはある。<sup>1)</sup>

しかし、移民国家といわれるアメリカでは、南西部を中心にしてラティーノ（中南米系移民、ヒスパニック）が約4,300万人いる。彼らは、今年の秋に行われる大統領選のキャスティングボードを握るとされている。そこで、再選を目指すブッシュ大統領は、2004年1月に「不法移民に3年間の期限付きで就労ビザを与え、延長も認める新しい移民政策」を発表した。これに対して、ケリー上院議員は、「一定の条件下で不法移民に永住権を認める必要がある」という意見を述べた。また、カンザス州では、2004年7月に、「不法移民も一般州民と同じく安い授業料で州立大学へ入学できる条例」が発効した。この条例は、労働力人口の減少に歯止めが掛からない現状において、移民を労働力人口に加えることで税収の伸び悩みを解消することが狙いである。しかし、2004年1月に

米 CNN, USA トゥデイ紙及びギャラップ社によって施行された全米世論調査では、過半数が「移民の流入には反対」を表明した。<sup>2)</sup>

移民国家であるアメリカやオーストラリアでさえも、政府による移民受け入れの促進を目的とした新移民政策の施行が、早急に労働力人口の減少を埋め合わせるだけの経済効果を労働市場において発生させにくい状況となっている。

国際経済学の理論では、先進諸国のような移民受入国が、途上国に代表される移民送出国からの移民労働者を受け入れることによって、移民受入国と移民送出国の所得が同時に上昇することが証明されている。次節では、このことを理論的に説明する。

## 2. 国際労働移動論

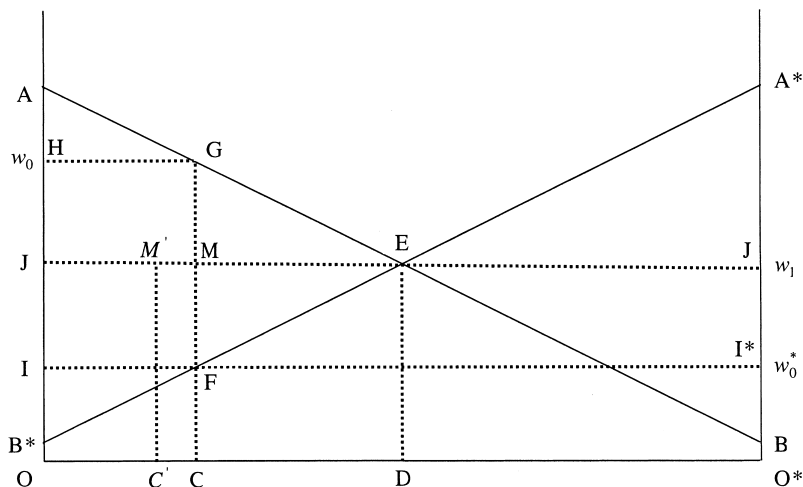
本節では、MacDougall (1960) のモデルを用いて、国際労働移動の理論を紹介する。労働受入国（以下、自国）と労働送出国（以下、外国）の2国から構成される世界を想定する。各国には、労働と資本の2つの生産要素が一定量存在する。各国は、単一の財を労働と資本の2生産要素を用いて、規模に関して収穫一定という生産技術を用いて生産する。各国の生産要素は完全雇用される。各国で生産される財をニュメレール（価値基準財）とする。各国内の財市場は、完全競争が行われている。そこで、各国に存在する完全競争企業の生産関数を以下のように定義する。

$$X = F(L, K), \quad (1a)$$

$$X^* = F^*(L^*, K^*), \quad (1b)$$

ただし、 $X$ ：自国の財の生産量、 $X^*$ ：外国の財の生産量、 $L$ ：自国の労働力人口、 $K$ ：自国の資本の使用量、 $L^*$ ：外国の労働力人口、 $K^*$ ：外国の資本の使用量である。\*の付く変数は全て外国の経済に関するものである。各国の企業が、費用が最小となるように労働と資本の雇用量を選択することから、賃金は労働の限界生産物に等しくなる。

図1 賃金と労働移動



$$w = F_L(L, K), \quad (2a)$$

$$w^* = F_L^*(L^*, K^*), \quad (2b)$$

ただし、添え字は、その変数で偏微分したことを表す。(2a)と(2b)は、それぞれ、各国の企業が賃金と労働の限界生産物が等しくなるように労働の雇用量を選択することを意味している。このことを、図で表すと以下の図1のようになる。

図1の縦軸に、それぞれ、自国と外国の限界生産物が測られている。線分OC並びにOC\*は、自国並びに外国の労働の雇用量を表す。線分ABとA\*B\*は、自国と外国の限界生産物と雇用量との関係を示す。線分ABが右下がりに、線分A\*B\*が左下がりになるのは、雇用量が増加するにつれて限界生産物が逓減するからである<sup>3)</sup>。自国並びに外国の初期労働賦存量を、 $\bar{L}$ 、 $\bar{L}^*$ と定義する。ここで、 $\bar{L} < \bar{L}^*$ を仮定する。つまり、外国は自国よりも豊富に労働が存在する国であると言える。この場合に、外国は労働豊富国である。

与えられた生産要素は完全雇用されるから、自国の実質所得はOAGCの面

積に，外国の実質所得は  $O^*A^*FC$  の面積に等しくなる。自国並びに外国の労働の所得は，それぞれ， $OHGC$  と  $OI^*FC$  の面積に等しくなる。また，自国と外国の資本の所得は， $AGH$  と  $A^*FI^*$  の面積となる。

図1において，自国と外国の賃金は， $w_0$  と  $w_0^*$  であるから， $w_0 > w_0^*$  という関係になっている。したがって，両国間で労働の移動が自由化されるならば，外国の労働者はより高い賃金を求めて，自国へ移動するであろう。それは，両国の賃金が等しくなるまで続く。そして，賃金が  $w_1$  になったところで労働移動はなくなる。したがって，自国における移民労働者の数は，線分  $CD$  となり，移民労働者が稼ぐ総所得は  $CMED$  の面積に等しくなる。

最終的に，自国と外国の実質所得は， $OAEMC$  と  $O^*A^*EMC$  の面積に等しくなる。これらの自国と外国の実質所得を，労働移動がないときの実質所得と比較してみると，それぞれ，以下ようになる。

$$OAEMC \text{ の面積} - OAGC \text{ の面積} = EGM \text{ の面積} , \quad (3 a)$$

$$O^*A^*EMC \text{ の面積} - O^*A^*FC \text{ の面積} = EMF \text{ の面積} . \quad (3 b)$$

(3 a)と(3 b)から，自国と外国の間において国際労働移動が発生することによって，自国並びに外国の実質所得が，労働移動がないときと比較して，増加することが判明した。

さて，自国労働者の賃金は，労働移動が自由化されることによって下落することを，図1から確認できる。これは，自国労働者がより低い賃金で働くことを余儀なくされていることを意味する ( $w_0 \rightarrow w_1$ )。この賃金の下落は，自国労働者が移民労働者の流入に反対する一つの理由である。<sup>4)</sup>

完全雇用という仮定を緩めることによって，労働移動の自由化後に，一部の自国労働者がこの自由化後の賃金  $w_1$  で働きたくないと主張し自発的に失業すると新たに仮定する。さらに，外国にも自発的の失業者が存在すると仮定する。すると，さらに外国人労働者が自国に流入することになる。図1においては，この自国労働者の自発的な失業者の数は線分  $CC'$  に相当し，よって自国の労働市場において雇用機会が発生することになる。労働移動の自由化前の外国における賃金は  $w_0^*$  であったから，外国人労働者はより高い賃金を受け取ること

が出来る自国(労働送出国)で働こうとするはずである。したがって、自国における移民労働者の数は、線分  $CD$  から線分  $C'D$  へ増加することになる。

したがって、労働移動の自由化後の自国と外国の実質所得は、図1において  $OAEM'C'$  と  $O^*A^*EM'C'$  の面積に等しくなる。また、移民労働者の総所得は、完全雇用の仮定を緩める前と比較すると、 $DEMC$  の面積から  $DEM'C'$  の面積へ増加することも確認できる。労働移動の自由化以前と後との自国と外国の実質所得を比較すると以下ようになる。

$$OAEM'C' \text{ の面積} - OAGC \text{ の面積} = EGM \text{ の面積} - CMM'C' \text{ の面積} \\ \leq 0, \quad (4 a)$$

$$O^*A^*EM'C' \text{ の面積} - O^*A^*FC \text{ の面積} \\ = EMF \text{ の面積} + CMM'C' \text{ の面積} > 0. \quad (4 b)$$

(4 a) から自国の実質所得は、労働移動の自由化後に増えるのかどうかは確定できないことがわかる。しかし、自国の自発的失業者(図1の線分  $CC'$  の長さに相当)が  $s \times CMM'C'$  の面積 ( $s$ : 失業保険の給付割合 ( $0 < s \leq 1$ )) に相当する失業保険の給付を自国政府から受けると仮定するならば、(4 a) は以下のように修正される。

$$OAEM'C' \text{ の面積} - OAGC \text{ の面積} \\ = EGM \text{ の面積} - (1-s) \times CMM'C' \text{ の面積}. \quad (5)$$

給付割合  $s$  が上昇するにつれて、(5) の符号は正になる可能性が増大する。しかし、自国政府の予算制約を考慮することによって、失業保険の予算を自国労働者の所得税  $t$  ( $0 < t < 1$ ) で賄うと仮定するならば、(5) は以下のように修正される。

$$OAEM'C' \text{ の面積} - OAGC \text{ の面積} \\ = EGM \text{ の面積} - (1-s) \times CMM'C' \text{ の面積} - t \times OJM'C' \text{ の面積}. \quad (6)$$

そこで、自国の予算制約が以下のように満たされると仮定する。

$$t \times OJM'C' \text{ の面積} = s \times CMM'C' \text{ の面積}. \quad (C1)$$

すると(6)は以下のように変更される。

$$OAEM'C' \text{ の面積} - OAGC \text{ の面積} = EGM \text{ の面積} - CMM'C' \text{ の面積}$$

$$\leq 0. \quad (6)$$

(6)は(4 a)と本質的に同じである。結局は、自発的失業をした自国労働者の雇用機会が移民労働者にとって代わられたことにより、労働移動が自由化された後の実質所得の増加分 (*EGM* の面積) は、新たな移民労働者の所得 (*CMM'C'* の面積) によって削減されることになる。

また、移民労働者が自国で受け取る賃金  $w_1$  は、労働移動が自由化される前の外国の賃金  $w_0^*$  よりも高い (図1参照)。したがって、一般的には、仮に自国の賃金  $w_1$  が自国の労働者が進んで働きたくない水準であっても、外国人労働者はその賃金  $w_1$  で進んで働こうとする。この状況に限って、自国の労働市場において移民労働者に自国の労働者が雇用機会を奪われる可能性が発生する。自国の企業もまた費用が最小となるように労働と資本を雇うために、より低い賃金で働いてくれる移民労働者を積極的に雇うことになるであろう。これによりますます自国労働者の雇用機会が奪われるのは必至である。

自国労働者が移民労働者の流入に反対するのは、主に移民労働者の流入による賃金の下落、雇用機会の減少の2つの要因にあると言えるであろう。

### 3. 移民労働者の現状

第1節でも述べたように、先進諸国は単純労働者としての移民の受入を原則禁止している。したがって、先進国の多くは、国境検問 (border patrol) と雇主処罰 (employer sanctions) という2つの査察政策によってこれらの移民を取り締まっている。国境検問は入国許可証 (パスポートやヴィザ) を持たずに越境しようとする移民を逮捕することを目的とする。また、雇主処罰はひとたび逮捕されることなく入国できた移民が労働受入国の企業で不法に就労することを禁止し、もしそれを発見した際には雇主に一定額の罰金を課すというものである。

アメリカ議会では、1986年に移民修正管理法 (IRCA: Immigration Reform and Control Act) を制定した。この法律はアメリカ国内に存在する不法移民の数を、



次の4つの手段で削減することを目的とする (Gimpel and Edwards (1999)):

- ①故意に不法移民を雇った雇主に対して罰金を課す (雇主処罰)。
- ②国境検問に予算を追加すること。
- ③アムネスティ (amnesty), すなわち, 1982年1月1日以前に入国後不法滞在を続けてきた外国人にアメリカでの永住権を認めること。
- ④不法農業労働者に, 特別農業労働者として知られている特別合法化プログラム (SAW: Special Agricultural Worker program) を適用すること。

アメリカ議会は, 1986年以前は①の雇主処罰を制定していなかった。これは, アメリカの企業が生産コストをより安く出来るために, 安い賃金で働いてくれる移民労働者を積極的に雇うことに賛成していたからである。しかし, アメリカの移民局の予算は, 職員の給料並びに②の国境検問に多くの費用が掛かることから赤字続きとなるために, これを少しでも解消するために①の雇主処罰が制定されたのである。移民局が不法移民の雇主から罰金を徴収できるシステムが初めて構築されたことで, 当時としてはこの雇主処罰は画期的な法律であった。因みに初犯の場合で, 雇主には US\$250~2000 の範囲で罰金が課され, また, 同じ犯行を繰り返すと, 6ヶ月以内の囚人刑が待っている。

雇主処罰は, アメリカの他に, ドイツ, フランス, オーストリア, オランダ, スウェーデン, ノルウェー, イタリア, ハンガリー等の欧米諸国でも施行されている。また, 日本でも, 1990年6月に施行した入国管理法で, 雇主処罰が盛り込まれた。

先進諸国の移民政策 (法) は, 時を経て改正されている。拙著「The Economics of Illegal Immigration」by Chisato Yoshida and Alan D. Woodland (forthcoming from Palgrave Macmillan, Hampshire UK) にも, 先進諸国の移民政策の変遷がより詳しく紹介されている。

#### 4．結　　語

本稿では、近年、先進諸国で増加の一途を辿っている移民労働者と自国（先進国）労働者との関係を現状と理論の両面から分析した。また、自国労働者がなぜ外国人労働者の受入に反対するのかを、第2節で理論的に説明した。

第1節でも述べられたように、先進諸国は未熟練労働者としての移民労働者の受入を原則禁止している。また、近年、先進諸国の経済が重工業からサービス産業へ移行してきたことを反映して、移民法の改正が見られるようになった。アメリカ議会は、1990年に移民法（Immigration Act）を制定した。この移民法で「H-1B」ビザの発給枠が年間で6万5千人とされた。H-1Bが対象とする典型的な職業は、建築家、エンジニア、コンピュータ・プログラマー、会計士、医者、大学教授である。さらに、H-1Bビザの発給枠は、1999年と2000年に65,000人から115,000人へ、また、2001年には107,500人へ引き上げられた。雇い主はH-1Bビザ保有者を雇う際にUS\$500をアメリカ移民局に支払わなければならない。<sup>5)</sup>

日本では近い将来に「少子高齢化社会」となることに伴って、外国人労働者を積極的に受け入れるべきであるとの指摘がある。そこで、日本政府はタイ、マレーシア、フィリピンの東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟3ヶ国や韓国と経済連携協定（EPA）を締結する準備を進めている（「日本経済新聞」（2004年7月18日））。特にサウジアラビアやイギリスへ多数の看護師を派遣したフィリピンは、日本に看護師の受け入れを強く求めている。そこで日本政府はこれらの国から看護師や介護福祉士を受け入れる際に、受け入れ人数の上限を国ごとに設定し、政府が指定する病院で研修を受けるなどの制約を設ける方向で部分開放にとどめる方針である（「日本経済新聞」（2004年7月1日））。

ドイツ政府は、2000年に、欧州域外特にインドやロシアからのIT（情報技術：information technology）技術者のうち12万人を対象に、35年間有効

の特別労働許可証を発行する「グリーンカード」制度を採用することを決定した(「日本経済新聞」(2004年2月27日))。しかし、2003年の適用者は2,285人に止まった。ドイツでは、伝統的にドイツ人労働者を保護する傾向にあったが、アメリカに比べて遅れているIT関連への対応を早急に行う必要性があるために、従来の政策の転換を迫られたと言えよう。しかし、恒常的に10%以上の失業率が続いていることから、保守系野党から反発が出ている。

第2節でも分析されたように、労働受入国は外国人労働者を受け入れることによって実質所得は上昇することが明らかにされているが、実際には先進諸国ではその産業並びに社会構造の変化に合わせて、職種を限定して外国人労働者に部分的に労働市場の門戸を開くという形で移民政策を改定しているということがわかる。外国人労働者の受け入れが職種に関係なく完全に認められるようになるには、先進国の労働者が外国人労働者に対する人種を超えた深い理解を持つ必要があるといえるだろう。

#### 注

- 1) 「朝日新聞」(2003年2月21日)を参照した。
- 2) この段落の内容は、「日本経済新聞」(2004年6月5日)を参照した。
- 3) ここでは  $F_{LL} < 0$  と  $F_{LL}^* < 0$  を意味している。
- 4) 第1節をも参照のこと。
- 5) アメリカの移民法については、US Citizenship and Immigration Services (CIS)のウェブサイト (<http://uscis.gov/graphics/index.htm>) を参照した。

#### 参考文献

- 「朝日新聞」(2003),「海外移民映画,インドでヒット(世界発2003)」,2月21日付。  
 「日本経済新聞」(2002),「イスラムと世界同時テロ後の社会(3)欧州内にこもる移民 交流途絶え溝広がる」,9月15日付。  
 「日本経済新聞」(2004),「停滞を越えて(下)移民受け入れ期待と警戒(欧州揺らぐ成熟社会)」,2月27日付。  
 「日本経済新聞」(2004),「争点を追う(4)不法移民 合法化政策に反動も」,6月5日付。  
 「日本経済新聞」(2004),「外国人労働者,看護と介護部分開放,国別に上限設定 政

- 府検討」，7月1日付。
- 「日本経済新聞」(2004)，「経済連携協定（EPA） FTA より明快，柔軟に分野選択（ニュース入門）」，7月18日付。
- Gimpel, J. G. and J. R. Edwards, Jr., 1999, The congressional politics of immigration reform ( Allyn and Bacon, MA ), 93-99.
- MacDougal, G. D. A., 1960, The benefits and costs of private investment from abroad: A theoretical approach, *Economic Record* 26, pp. 13-35.
- US CIS, 2004, INS Announces H - 1B Procedures As Fiscal Year 2000 Cap Approaches.  
( <http://uscis.gov/graphics/publicaffairs/newsrels/h1bcapre.htm> )
- Yoshida, C. and A. D. Woodland, 2004, The economics of illegal immigration ( forthcoming from Palgrave Macmillan, Hampshire UK )